

石岡台地 だより

石岡台地土地改良区
石岡台地用水営農対策協議会

理事長 島田 穰 一
会長

茨城県石岡市南台三丁目2番1号
電話(代表) 0299-26-7261

水土里ネット石岡台地



石岡台地土地改良区理事長
石岡台地用水営農対策協議会会長

島田 穰 一

あけましておめでとうございます。
新春にあたりまして、謹んで皆様
のご健勝とご多幸を心からご祈念申
し上げます。

また、昨年中は土地改良区の運営
に多大なるご協力を賜り誠にありが
とうございました。厚く御礼申し上
げます。

皆様もご存知のとおり農業農村並
びに土地改良区を取り巻く環境は、
農業後継者の不足や高齢化並びに耕
作放棄地の増加など大きく変貌して

おります。

この様な中で、平成22年度から戸
別所得補償制度などの新たな政策が
導入される一方、土地改良区の運営
や土地改良施設の維持管理にかかわ
る事業予算の大幅な削減が見込まれ
ておりますが、改良区としても多面
的な機能を有する農村地域の活性化
に向けて今まで以上に取組んでまい
ります。

一方、現在進めております畑地整
備の推進状況ですが、石岡市の東成
井西部地区につきましては、区画整
理や農道工事が発注となり本格的な
工事に入っております。またその他
の地域につきましても、今後事業の
同意取得を実施する地区をはじめ7
地区が事業化に向けて啓発推進を行
っているところであります。

今後このような状況を踏まえな
がら、土地改良区の第一の使命であ
ります農業用水の安定供給と畑地整
備の推進を、土地改良区の役職員一
丸となつて進めてまいりますので皆
様方のご理解ご協力をお願い申し上
げ年頭の挨拶と致します。



茨城県農林水産部農地局長
根本 進

新年明けましておめでとうございます。
皆様には、日頃より本県の土地改
良事業の推進に当たりまして、格別
のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申
し上げます。

農業をとりまく状況は、激化する
産地間競争、農産物価格の低迷など
依然厳しい状況にあります。この
ような中、農地局といたしましては、
重点的に進めております畑地かんが
い施設の整備を平成22年度までの
整備目標である1600ヘクタールの
達成に向けて着実に実施するとと
もに、水田の有効利用や農地利用集
積にも資する水田の基盤整備を引き
続き推進し、競争力のある産地づく
りに努めてまいります。

また、これまで整備してきた用排
水機場、農業用排水路などの基幹
的な農業水利施設の多くが、今後順

次更新時期を迎えることから、これから施設の効率的かつ経済的な維持更新を進めてまいります。

今後とも、皆様方には、本県農業農村整備の推進にお一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



県央農林事務所
土地改良部門長

福田 一郎

謹んで新春の喜びを申し上げます。石岡台地土地改良区の皆様には、常日頃から、様々なご支援ご尽力を賜り、こころより御礼申し上げます。

昨年は、世界的な経済危機や国内では政権交代など、農業を取り巻く外部環境が大きく変化した年でした。土地改良事業についても、制度の見直しや予算の削減など、不透明な状況が続いております。この様な

厳しい時代にこそ、農家の負託を受けて、維持管理を含め、土地改事業を推進していく必要があると存じております。



県南農林事務所
土地改良部門長

長 洲 仁

新年あけましておめでとうございます。皆様におかれましては、お健やかに新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

また、本県の農業・農村整備事業の推進にあたりまして、格別のご支援、ご協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

平成21年度は県出先機関の農林部門・普及部門・土地改良部門が統合され、農林事務所が発足いたしました。

統合を機会に各部門との連携を一

層深め、7年目に入った茨城農業改革を更に推進していく所存でございます。

茨城県の財政は非常に厳しい状況ではありますが、農業農村の整備や土地改良施設の維持管理は農業振興を図る上で非常に重要であるため、今後でもできるだけだけの支援をしたいと考えております。

本年も、農業・農村整備事業の推進を図ってまいりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



鹿行農林事務所
土地改良部門長

馬 淵 次 男

あけましておめでとうございます。

皆様にはすがすがしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、近年の農業農村をとりまく

情勢は、農業従事者の高齢化や減少、耕作放棄地の増大など厳しい状況にあることはご存じのとおりであります。

しかし、農業経営の基盤を支えているのはその生産基盤である農地や水を管理している土地改良区であることに変わりはありません。農林事務所としても土地改良区と一体となり厳しい状況ではありますが農業農村を守るため今年も尽力する所存であります。

そのためには皆様のご協力をお願いする次第です。

本年もよろしくお願い致します。



平成21年度 主な事業の実施状況 (H21.12月現在)

1. 土地改良事業 (工事)

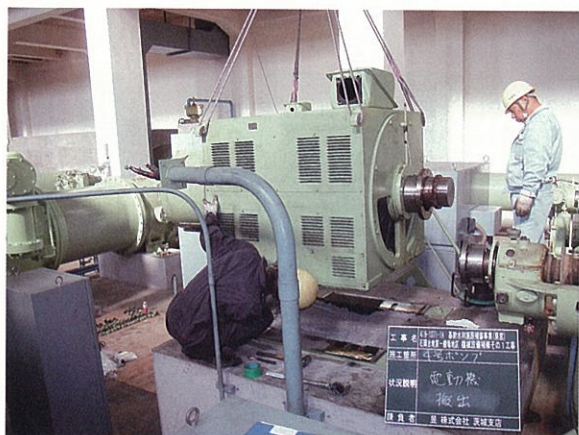
- (1) 県単事業 総事業費12,600千円
(片野地区外3地区) ポンプ改修等 (3箇所)・ゲート設備改修等 (1箇所)
- (2) 土地改良施設維持管理適正化事業 総事業費17,550千円
(恋瀬川左岸地区第1・2工区外2地区) ポンプ改修等 (2箇所)・パイプライン改修 (1箇所)
- (3) 農地有効利用支援整備事業 総事業費43,174千円
(恋瀬川右岸地区外18地区) ポンプ改修・パイプライン補修・排水路の補修等
- (4) 受託事業 総事業費16,682千円
(岩間南部地区・園部川右岸地区) 道路建設に伴うパイプラインの移設

2. 国営施設管理

- (1) 基幹水利施設ストックマネジメント技術高度化事業 事業費30,000千円
(国営第1機場) ポンプの補修等 (県施工)
- (2) 基幹水利管理受託事業 事業費 59,684千円
(国営第1・2・3機場) 電気料等
- (3) 国営造成施設管理体制整備促進事業 (管理体制整備型) 事業費 31,988千円
点検整備・整備補修等



電気設備 (監視システム等) の保守点検 (基幹水利管理受託事業)



老朽化したポンプ・モーターの整備補修 (ストックマネジメント技術高度化事業)

石岡台地用水営農対策協議会等の活動状況

講演会の開催

当協議会では、11月30日小美玉市四季文化館（みのくれ）において、講師 鳥巢研二先生（株キースタッフ代表取締役）を迎え講演会を開催しました。

「基盤整備を契機とした新たな農業の展開」をテーマとし、農・商工連携を視野に入れたビジネス展開、儲かる農業について講演をいただきました。



石岡台地用水営農対策協議会講演会

現地研修会の開催

当協議会では、12月15日に千葉県富里市にあるJA富里市を訪れ、現地研修会を開催しました。JA富里市農協会館にて仲野常務理事から「これからの農業およびJA戦略」の講演を受けました。

そして、JA富里市とイトーヨーカドーの提携により生まれた「セブンファーム富里」農場を見学しました。



石岡台地用水営農対策協議会現地研修会

産業祭の参加

石岡台地土地改良事業推進協議会では、10月25日小美玉市玉里B&G海洋センターにて開催された小美玉市産業祭に出店しました。

野菜（ねぎ等20品目）の販売を行いながら、土地改良事業のクイズ企画を実施しました。

参加者全員に新米（90kg）・ティッシュの無料配布もあり大好評でした。



小美玉市産業祭

トピックス

●赤ネギ「ひたち紅っこ」

茨城県オリジナルの赤ネギ品種「ひたち紅っこ」は、県園芸研究所で育成した葉鞘部が鮮やかな赤色の分けつネギです。太くてポリウムがあり、柔らかくて甘く緑の葉まで食べられる、食味の良好な品種です。

JAひたち野では、平成12年に石岡市の生産者数名により赤ネギ栽培が始まりました。その後、生産者の増加に伴い、17年に赤ネギ部会が発足し、18年には県育成の赤ネギ品種「ひたち紅っこ」を試験的に一・二ヘクタール導入しました。従来の品種と比較して、発色やそろいが良好で、A品率も高かったため、19年からは品種統一して、赤ネギ「ひたち紅っこ」の産地づくりに取り組んでいます。21年は部会員二十一名で一・八ヘクタールを栽培しています。

「ひたち紅っこ」は鍋需要が増えてくる11月中旬頃から3月いっぱいまでが収穫時期で、冬の寒さにあたり赤色や食味が向上し、首都圏の量販店を中心に販売されています。



茨城県県南農林事務所経営・普及部門

畑地整備の推進活動状況

県営畑地帯総合整備事業 東成井西部地区工事の開始

(石岡市東成井)
平成20年度から畑総事業を開始した東成井西部地区では、昨年8月5日に事前換地による換地原案を発表、組合員(地権者)の了解を得て、県南農林事務所土地改良部門が測量・設計を行い、1月から区画整理・農道工事が始まりました。



東成井西部地区換地・工事合同委員会

上小岩戸地区進捗状況

(小美玉市小岩戸)
かねてより畑総事業を進めてきた上小岩戸地区組合員は12月5日に先進地現地研修会を開催しました。畑総寺久・三地区(坂東市)では、耕作放棄地が整備され、効率的な営農ができる畑となったこと、また、畑総借宿・生子地区(坂東市)においては、事業により新しい作物の導入・農地の流動化が進んだことな



畑総寺久・三地区の現地研修状況

ど、地域の変化について畑地かんがい先駆的実践者(畑かんマイスター)の方から説明がありました。そして、12月10日に申請人会議を開催し、申請人を取りまとめる等、平成22年度畑総事業の実施に向けた手続きを開始しました。



上小岩戸地区申請人会議

上山有機農業促進組合 大田市場研修

(行方市芹沢)
石岡台地土地改良事業推進協議会



上山有機農業促進組合大田市場見学状況

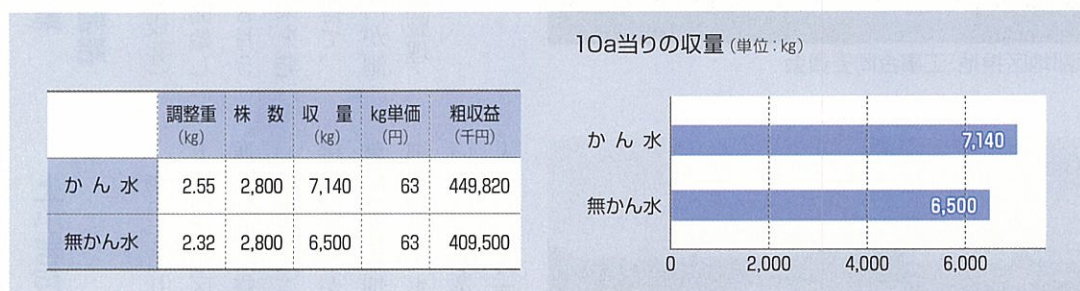
では、10月30日に、東京中央卸売市場大田市場において、上山有機農業促進組合現地研修会を開催しました。市場内にて、青果物のせりの状況や入荷したばかりの青果物を見学しました。
見学後、茨城県農産物販売推進東京本部会議室において意見交換会を行い、現在の農産物取引状況・今後の農産物の動向などについて、参加者から活発な意見が出され意義ある研修ができました。

畑かん実証ほ場の検証結果について

石岡台地管内において、小美玉市世楽のPRほ場では軟弱野菜による、かん水・無かん水の比較、笠間市泉地内の実証ほ場では石岡台地農業用水と地下水を利用した施設園芸作物による用水の違いによる比較検証を平成18年度から行っております。

PRほ場（キャベツ） 小美玉市世楽

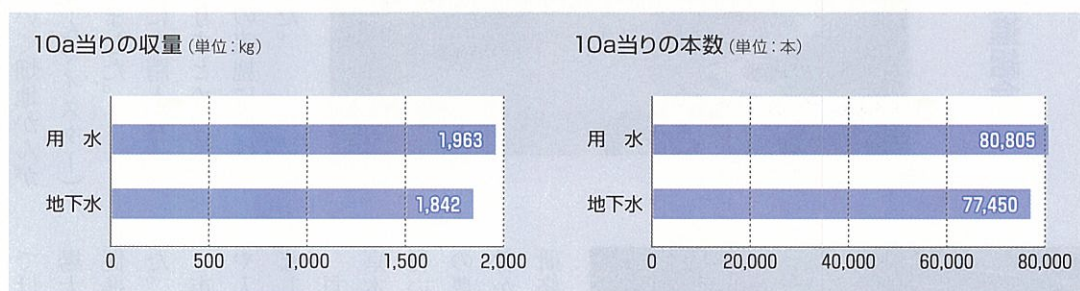
露地栽培によるかん水・無かん水比較（H20年）



【結果】 かん水・無かん水の比較では、収量（重量）において、かん水区が無かん水区を上回る結果となりました。

実証圃場（アスパラガス） 笠間市泉

石岡台地農業用水と井戸水による比較（H20年）



【結果】 用水による比較では、収量（重量・本数）に差がない結果となった。

土地改良施設の役割

土地改良の施設は、農業生産のみでなく、洪水調整や水辺環境の形成など様々な役割を果たしています。

このような施設を地域住民と管理することを目的とした「農地・水・環境保全向上対策事業」は平成19年度から導入され、石岡台地管内では26地区で実施しております。

活動組織の農地面積に応じて、国と地方自治体の支援を受けて様々な活動をおこなっております。

取り組み事例

- 子供達と用水路に生息する生き物調査を通して、農業施設に対する関心と地域住民との交流を深めることができました。



- 活動組織による施設点検、水路草刈り、排水路土砂あげなどの活動をおこないました。



平成22年度 送水計画予定表

1. 運転期間 平成22年4月21日～平成22年8月31日
2. 給水面積 3,510.4 ha
3. 運転時間

機場	期間	4月21日～5月20日	5月21日～6月10日	6月11日～8月31日
第1揚水機場 第2揚水機場 第3揚水機場		(15時間) 5:00～20:00	(13時間30分) 5:30～19:00	(12時間) 5:30～17:30

4月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

5月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

6月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

7月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

8月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

送水日

止水日

賦課徴収課からのお知らせ

休耕・転作還付金の還付方法が変わります。

これまで休耕・転作還付金については、各地区の維持管理委員会のご協力をいただき、個々の組合員に対し、還付及び領収書の取りまとめをお願いしておりました。

平成22年度から休耕・転作還付金の還付方法を変更いたします。

平成22年度の施設管理事業（地区維持管理）賦課金からその分（前年度休耕・転作還付金）を差引き賦課することとなります。

(例)

石岡 太郎 殿

市町村名 地区名				22 年度
集落名				第 号
会計名	賦課区分			
地 目	地 積	10a 当り	合 計 賦 課 額	
田	2,000 m ²	5,000 円	10,000 円	
畑				
休耕還付金			-2,000 円	
合 計	m ²		8,000 円	
発行年月日	年 月 日	納入すべき金額		
納入期限	年 月 日	納入すべき金額		
上記の金額を、本区の賦課徴収課へ納入下さるよう通知します。			上記の金額領収しました。日 年 月	
茨城県石岡市南台3丁目2番1号 石岡台地土地改良区 理事長			石岡台地土地改良区 理事長	
領収日付印				

切り取りず金銭焼印・または石岡台地土地改良区にお出ください。

- ① 当改良区に休耕・転作申請をされた組合員に限りです。
- ② 還付対象者は賦課金納入者となります。
- ③ 休耕・転作の申請が出されている場合でも、賦課金が未納となっている場合は施設管理事業（地区維持管理賦課金）から休耕・転作の還付金を差引くことは出来ませんのでご注意ください。
- ④ 休耕・転作申請書は、従来どおり、維持管理委員会を通じて提出していただくことになります。

問合せ先：石岡台地土地改良区 賦課徴収課 TEL 0299(26)7261

組合員資格得喪の手続きについて

土地の売り買い・貸し借りにより農地が移動した場合、農業者年金受給のため経営移譲や贈与または組合員が死亡したときは、必ず届け出をお願いします。

農地転用等の手続きについて

農地を宅地等、農地以外に転用される場合は、農地転用手続きが必要になります。また、残された組合員に負担が過重にならないよう、地区除外決済金を納入していただきます。

※公共事業による転用も同様です。

決済金の納付は土地改良法第42条第2項で定められています。また、地区除外の手続きをされなければ永久的に賦課されます。

施設使用料について

農道・用排水路等を農作業以外の目的で用いたり、排水を放流する時は、申請が必要です。

（国営・県営・団体営・その他の事業により造成された施設で土地改良区が管理をする施設全般）

施設の使用を承認したときは、当該施設を使用する方から施設の使用目的等にあわせ、使用料を徴収致します。

石岡台地土地改良区へ

届け出をお願いします。